

百年つづく「森の国・木の街」へ樹木採取権制度が果たす役割

～林業経営体の経営基盤確保に向けて～

資源活用第一課

【樹木採取権制度創設の背景】

樹木採取権制度とは、国有林野の一定区域を樹木採取区として指定し、その区域において一定期間、安定的に樹木を採取できる権利を民間事業者に設定する制度です。

我が国では、戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎えており、この森林資源を「伐って、使って、植える」という形で循環利用していくことで、先人が築いた貴重な資源を将来にわたり継承・発展させていくことが、これからの森林・林業施策の重要な課題となっています。

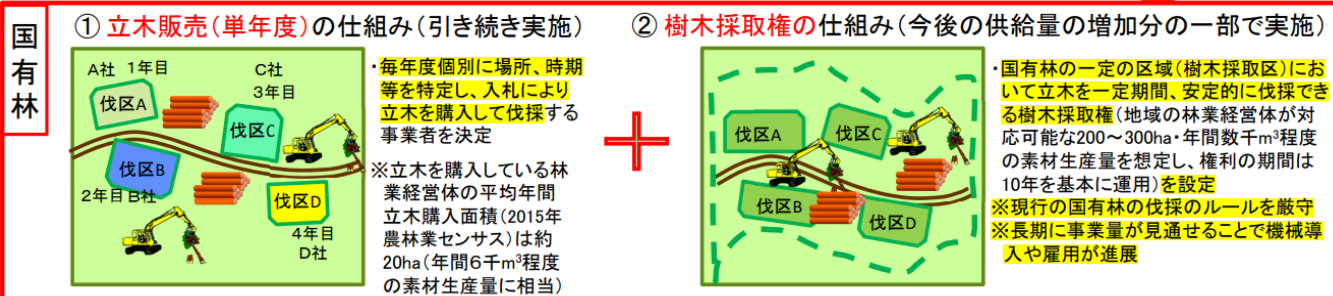
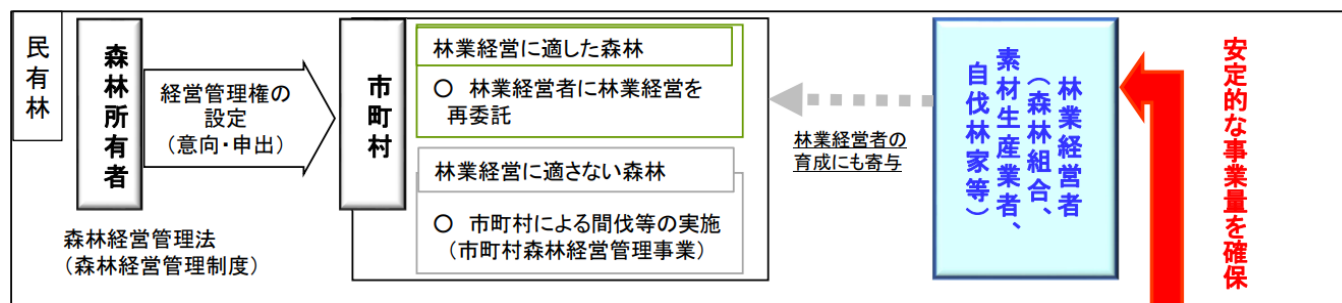
その担い手となる**林業経営体の育成**には、安定的な事業量の確保が必要です。このため、従来の入札による立木販売に加え、国有林において長期的かつ安定的に事業者が樹木を採取できる権利である**樹木採取権制度**が令和2年4月からスタートしました。

なお、樹木採取権の存続期間は10年程度、樹木

取区の面積は200～300ha程度、年間採取面積は20ha程度を基本としています。また、樹木の採取に当たっては、国が定める基準や計画に適合しなければならず、森林の持つ公益的機能の確保に支障を来さない仕組みとしています。

【樹木採取権設定までの流れ】

樹木採取権の設定に当たっては、川中・川下（※1）の事業者を対象に、「**新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）**」を実施します。この調査により木材需要増加の実現性が確認された森林計画区（※2）について、約1年間をかけて各種調査や関係機関との協議、意見聴取などを実施して、樹木採取区の指定・公示を行います。その後、樹木採取区ごとに樹木採取権の設定を希望する者を公募し、申請内容を審査・評価した上で、最も適当と認められた者に樹木採取権を設定します。



【地域への貢献】

樹木採取区の指定に当たっては、地域における産業の振興に寄与するものであることが条件となっています。また、樹木採取権を設定する事業者を決定する際も、その寄与の程度を勘案して選定を行います。樹木採取権の設定による地域への効果としては、長期にわたり安定した原木供給が見込まれることで、製材工場や木材加工施設など地域の関連産業が計画的な設備投資や事業展開を進めやすくなることが挙げられます。さらに、伐採や造林、運搬、加工など幅広い分野で継続的な雇用の創出・維持が期待され、若い世代の就業機会の確保や技術の継承にもつながります。このように、森林資源を活かした産業の発展と地域社会の活性化を両立することで、持続可能な山村地域づくりにも貢献していきます。



採取木材を地元の川中事業者が製材

【北海道の樹木採取権運用状況】

現在、全国8か所で樹木採取権が設定されています。このうち北海道では、根釧西部森林管理署管内において、令和4年10月3日に存続期間9年間の樹木採取権を設定し（樹木採取区面積677.32ha、令和8年5月31日時点）、実際に採取が行われています。

また、令和9年度には、上川南部、網走西部及び十勝森林計画区において、樹木採取区指定の検討に向けた新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）を実施する予定です。



【今後に向けて】

令和8年6月に閣議決定・公表された新たな『森林・林業基本計画～百年つづく「森の国・木の街」～』では、森林・林業・木材産業の好循環の実現を目指しています。計画では、国産材の利用拡大や安定供給体制の強化、強靱なサプライチェーンの構築、担い手の確保・育成などが重要な施策として位置付けられています。樹木採取権制度についても、林業経営体の経営基盤及び経営力を強化するための取組の一つとして、引き続き位置付けられています。副題に掲げられた百年つづく「森の国・木の街」の実現に向け、北海道森林管理局では、樹木採取権制度の効果的な運用を通じて、今後も林業経営体の経営基盤の確保・強化と担い手の育成に取り組んでまいります。

用語解説

※1 「川中・川下」

川中：伐採された原木を流通させる、あるいは原木を原材料として製品を製造する事業者（原木市場、製材工場等）

川下：木材を最終的に加工・販売する事業者（建設会社、家具メーカー等）

※2 「森林計画区」

農林水産大臣が、都道府県知事の意見を聞き、地勢その他の条件を勘案し、主として流域別に都道府県の区域を分けて定めたもの。